



特集

## 3

## 越境取引に関する法的な考え方

上沼 紫野 Uenuma Shino 弁護士、ニューヨーク州弁護士

虎ノ門南法律事務所。アメリカのPerkins Coie法律事務所、連邦取引委員会(FTC)でインターン経験の後、知的財産、IT関連、国際契約等の業務を主に行う。



## オンライン上の越境取引

インターネットの普及に伴い、海外のサイトで商品・サービス等の購入を行うことが極めて容易となっています。特に、近年は、海外の事業者が日本の消費者向けに日本語のウェブサイトを整備している例も多く、このような場合、インターネット端末での操作で取引が完了するオンライン取引では、消費者が海外の事業者との取引であることを意識せずに取引をしている可能性が高いと思われます。

## 越境取引におけるトラブル解決

越境取引であっても取引が当事者の意図どおりに進んでいるのであれば、国内取引とあまり変わりませんが、いったん、トラブルが起ると、越境取引の場合には、そのトラブルの解決が難しくなります。その原因には国内外の文化や商慣習の違いもありますが、解決そのものの方法が異なってくる、という点が挙げられます。トラブルが生じた場合、当事者間で解決できなければ、最終的には、裁判所等の第三者による解決を求めざるを得ませんが、越境取引の場合、その紛争解決の場面で、一般的に問題となるのは、①国際裁判管轄、②準拠法という2点になります。

①の国際裁判管轄というのは、どこの国の裁

判所で訴えを起こせるか、という問題であり、②の準拠法は、具体的な取引において適用されるのはどこの国の法律か、という問題です。①が認められないと、そもそも訴えを受け付けてもらえず、裁判所は、紛争に関する実質的内容を検討することなく、訴えを却下、つまり簡単な言葉で言えば、門前払いをしてしまいます。①の国際裁判管轄が認められて初めて、裁判所は紛争の実質的内容の検討を行うことになり、その時点で②の準拠法が問題となります。例えば、日本の民法では、原則として書面によらずとも契約の成立が可能ですが、アメリカの多くの州では契約締結は書面によることを必要としています。したがって、例えば、契約の成立が問題となった場合、どの国の法律が適用されることとなるかによって結論が異なる可能性があります。

## 国際裁判管轄

## 1. 原則的な考え方

訴えを提起された国の裁判所が、その訴えについての国際裁判管轄を認めるかどうかは、訴えが提起された裁判所の国の民事訴訟に関する法律によって判断されます。日本の裁判所に訴え提起をした場合、日本の民事訴訟法が適用されます。国際裁判管轄のルールが条約等で統一に決められていればよいのですが、残念ながら、現在のところ一般に適用されるような条約



がありません。

ただ、訴えを提起した相手方(被告といいます)が所在する国の裁判所の管轄を認めることが一般的ですし、日本の民事訴訟法も同様です。

## 2. 日本の裁判所での判断

日本の消費者が海外事業者に対し訴えを提起したい場合、日本の裁判所で訴えを提起することはできないのでしょうか。日本の民事訴訟法は、被告所在地での訴え提起以外でも、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合を挙げています(民事訴訟法3条の2から9)。

例えば、当事者間で管轄に関する合意がある場合は、合意により決めた裁判所が管轄を有します(同法3条の7)。ウェブサイトの取引規約などで「裁判管轄」という条項が存在する場合がありますが、その場合指定された裁判所が管轄を有することになります。また、「日本において事業を行う者」に対する訴えで、当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄があることが規定されていますので(同法3条の3第5号)、日本語のウェブサイトを整備してサービスを提供していた場合などは同号の適用が考えられます。さらに、債務の履行地が日本国内にある場合も日本の裁判所に国際裁判管轄が認められますので(同法3条の3第1号)、この規定を使える場合も多いと思われます\*1。これらの規定に基づけば、日本で裁判を行うことが当事者の衡平を害するなどの特別の事情がある場合を除き、日本の裁判所に訴えを提起することが可能です(同法3条の9)。

## 3. 原告が消費者の場合の特例

オンライン取引の場合、取引の一方の当事者が消費者であることが多いと思われます。しかし、国際裁判管轄の原則的考え方を適用して、

被告の所在地で裁判を起こさなければならないとすると、消費者にとっては相当の負担であり、事実上裁判を行うことが不可能ともなりかねません。そこで、当事者が消費者の場合の特例を定めている国も存在しており、日本でもそうになっています。つまり、消費者と事業者との間の契約では、消費者から事業者に対する訴えに関し、訴え提起時または当該契約の締結時での消費者の住所が日本国内にある場合には、日本の裁判所に訴えを提起することができます(同法3条の4)。

当事者間に国際裁判管轄に関する合意があったとしても、消費者が原告の場合は消費者の住所地の裁判所の国際裁判管轄の規定が優先されることとなりますので、仮に、事業者が作成した規約において、日本国以外の裁判所が管轄裁判所とされていたとしても、日本の消費者は日本の裁判所に訴えを提起することができます\*2。

逆に言えば、日本の事業者は、取引規約等に日本の裁判所が独占的管轄を有する旨の規定を置いていても、他の国の消費者から他の国の裁判所で訴えを提起される可能性があるということになります。

## 準拠法

### 1. 準拠法決定のためのルール

訴えを提起した裁判所での国際裁判管轄が認められれば、紛争の内容について裁判所が審理をすることになりますが、その前提として、どの国の法律に基づいて法律関係を解釈するかを決める必要があります。このような適用法を規定するルールとして、事業者間の動産取引についてはウィーン売買条約\*3が存在しており、

\*1 ただし、債務の履行地がどこなのかという判断自体が契約の解釈による場合もあるので、どの国の法律が適用されるかによって、この判断が異なる可能性がないとは言えない。

\*2 「仲裁」など、裁判所以外の紛争解決手段が定められている場合もあるが、現在、仲裁法附則3条で、消費者と事業者との間の仲裁合意は消費者から解除することができることとされており、仲裁と規定されている場合も消費者は裁判所を選択することができる。

\*3 正式名称は、国際物品売買契約に関する国際連合条約。



当事者間で排除されていない限り、同条約の加盟国の当事者間の取引については同条約が適用されます。しかし、ウィーン売買条約は、サービスに関する取引や、事業者と消費者間の取引には適用されませんので、このような場合、まず、準拠法を決定する必要があります。

準拠法を決定するルールを法律で定めている国もあり、日本では「法の適用に関する通則法」(以下、通則法)がこれに当たります。どの国の準拠法決定ルールが適用されるかは、審理を行う国の裁判所の法律によることになり、日本で訴えが提起された場合、通則法によって準拠法が判断されますが、他国の裁判所で訴えが提起された場合はその国の準拠法に関するルールに従うことになるため、必ずしも、日本の準拠法に関するルールと同じ考え方で判断されるとは限らない点には注意が必要です。

一般的には、準拠法について合意がある場合には当該合意によることとなっており、通則法も同様です(通則法7条)。したがって、取引規約に準拠法の定めがある場合には、原則として同規約で定められた国の法律が準拠法とされます。また、このような合意がない場合には、法律行為に最も密接な関係がある地の法とされており、当事者の一方が特徴的な給付を行う場合には、当該当事者の常居所地法が最密接関係地法とされることとなっています(通則法8条)。このことから、事業者が商品・サービスを提供する場合は、事業者の所在地が最密接関係地法と推定されることとなります。

## 2. 一方の当事者が消費者の場合の特例

準拠法の決定においても一方の当事者が消費者の場合には、特別に、消費者の常居所地の法を準拠法とするという規定を置いている国が少なくありません。通則法も、消費者と事業者との間の契約については、消費者が選択した場合には、消費者の常居所地の強行法規、つまり、消費者保護法令が規定される旨の規定があり

(通則法11条)、この規定は、国際裁判管轄と同様に、当事者間の合意よりも優先されます。

したがって、取引規約に日本国以外の国の法律が準拠法となる旨の規定があったとしても、日本の消費者は、日本の消費者保護規定を適用するよう求めることができます。

逆に言えば、日本の事業者が取引規約において日本国法を準拠法とする旨規定していたとしても、他国の法律を準拠法とされる可能性があります。例えば、オンライン取引に関するクーリング・オフなどの消費者保護規定は、日本の法律と他国の法律で異なっていますが、消費者は自国の法律が自らの保護に厚い場合、同法律の適用を求めることができます。

## 実際のトラブル解決



以上のとおり、日本の消費者が海外の事業者とのオンライン取引の結果トラブルとなった場合、原則として、取引規約に別段の定めがあったとしても、日本の裁判所に訴えを提起し、日本国法を準拠法としての審理を求めることができます。しかしながら、日本国内に事業者が存在しない場合、相手方に訴状を届ける送達手続きも国内に比べると面倒ですし、他国の事業者が日本の法令を尊重しない場合もあり得ます。また、仮に日本の裁判所で勝訴判決を得たとしても、海外事業者に対する判決執行は容易ではありません。

したがって、そのようなリスクを考慮したうえで、オンライン取引に望むことが必要です。

